

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当園が説明すべき事項は次のとおりです

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団
事業者の所在地	東京都豊島区西巣鴨 2-30-20
事業者の連絡先	03-5980-0294
代表者氏名	理事長 石橋 秀男

(2) 施設の概要

種別	認可保育所							
名称	西巣鴨さくらそう保育園							
所在地	東京都豊島区 1-1-13							
連絡先	電話番号 03-5907-5110 FAX番号 03-3910-8008							
施設長氏名	山口 範子							
開設年月日	平成26年 4月 1日							
利用定員	(2号認定)	3歳児	24人	4歳児	26人	5歳児	26人	合計
	(3号認定)	0歳児	12人	1歳児	24人	2歳児	24人	136人
当園の基本理念・方針	<p>西巣鴨さくらそう保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）39条及び豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第32号）第20条に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としています。</p> <p>・社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 保育理念 柔軟な発想で『変化の時代』を切り拓く人材を育てる</p> <p>・社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 保育目標 〈私たちがめざす子ども像〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>心も身体も元気な子ども</li> <li>自分で考えて決められる子ども</li> <li>友達と遊ぶことが好きな子ども</li> </ol>							

	<b>西巣鴨さくらそう保育園保育方針</b> ①子どもの心身ともに健全な発達を支える ②保護者の就労支援、子育ての支援を行う ③地域の子育て家庭に対して支援を行う ④職員の資質の向上をはかり、前向きな職員集団を作る
--	---

### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	929.51 m <sup>2</sup>
	園庭	422.92 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
	延べ	1254.53 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	7 室	ひよこ組：0歳児クラス りす組・うさぎ組：1歳児クラス きりん組：2歳児クラス ほし組：3歳児クラス つき組：4歳児クラス おひさま組：5歳児クラス
遊戯室、ホール	1 室	
調理室	1 室	
調乳室	1 室	
沐浴室	1 室	

### (5) 職員体制 (令和5年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	園務の統括、職員の業務管理
副園長	0 人	0 人	0 人	園長の補佐とその業務の分担
主任	2 人	2 人	0 人	園長・副園長の補佐とその業務の分担 保育士の統括 保護者の育児相談 地域支援
保育士	22 人	21 人	1 人	保育業務

保育補助者	5 人	0 人	5 人	保育業務の補助
看護師	3 人	1 人	2 人	子どもの健康管理 園の衛生管理
事務職員	1 人	1 人	0 人	当園の事務及び雑務
栄養士	1 人	1 人	0 人	給食の献立作成
調理員	5 人	2 人	3 人	給食及びおやつ調理
用務	3 人	0 人	3 人	園舎内外の清掃業務

## (6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後18時15分（11時間）
	保育短時間	午前9時00分～午後17時00分（8時間）
延長保育（月極）	保育標準時間	朝：無し 夕：18時15分～20時15分
延長保育（スポット利用）	保育標準時間	夕：18時15分～19時15分
	保育短時間	朝：7時15分～9時00分 夕：17時00分～19時15分
開所時間 ※18：15以降に園児の利用がない場合は閉所となる場合があります。	月～金曜日	午前7時15分～午後20時15分
	土曜日	午前7時15分～午後20時15分
	日曜・祝日	午前7時15分～午後18時15分
休業日	年末年始（12月29日～1月3日）	

### 【各自の保育を提供する時間】

- ・各世帯の保護者の就労時間や、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議の上個別に決定します。
- ・災害・伝染病の発生時等の非常時の場合は、前項に関わらず保育時間の変更、臨時休園することができます。

### 【慣らし保育】

- ・入園してから、お子さんが保育園の生活に無理なく慣れていくため、状況に応じて短い保育の提供時間からすすめていく「慣らし保育」を行います。

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
保育料	豊島区の基準によるもの	
延長保育料	月極利用	18:15～19:15 4,000 円/月 18:15～20:15 6,000 円/月
	スポット利用 (保育園に申請 当日朝まで)	400 円/1 回 ※スポット利用時間を超過した場合は別途追加徴収する。

特別事業	定員	時間	料金(1 時間)
一時保育	5 人	9:00～17:00	0 歳児・1 歳児(満 1 歳から)700 円 2 歳児以上 600 円 (4/1 時点で 2 歳以上) 【給食費】…希望制 ・午前おやつ 50 円 ・給食 300 円 ・午後おやつ 150 円
休日保育	10 人	7:15～18:15	定期利用・単発利用は無料 ※その他利用については 1 日 1 人 4000 円(給食費込み) ※18:15 を超過した場合追加料金 1000 円
病後児保育	2 人	7:15～18:15	1 回 2000 円 ※給食希望制別途 500 円

(8) 提供する保育の内容

保育所は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第 5 条及び第 6 条各号に規定する日時における保育の提供
- (2) 食事の提供

- (3) 健康管理
- (4) その他、保育に係る行事等
- (5) 障害児保育
- (6) 延長保育（定員あり）
- (7) 産休明け保育
- (8) 短期特例保育
- (9) 地域交流
- (10) 育児相談
- (11) 一時保育（定員あり）
- (12) 病後児保育（定員あり）
- (13) 休日保育（定員あり）

### 【給食について】

#### (1) 給食の方針

- ・自園調理（イフスコヘルスケア株式会社に委託）
- ・保育園では、栄養に配慮し、統一した献立に基づいて給食を提供しています。
- ・標準献立予定表は、毎月お知らせします。
- ・遠足等で、家庭からお弁当を持参していただく事があります。

#### (2) アレルギー対応

・食物アレルギーについては、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに則り医師の判断と生活管理指導表に基づき、除去食での対応をしています。対応に際しては保護者の方、看護師、園長、調理師と内容を確認し、開始します。

但し、アレルギーの内容により除去食で対応しきれない場合は、ご家庭から弁当を持参していただくこともあります。

#### (9) 利用の開始及び終了に関する事項

### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	豊島区が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>・ 保護者から退園の申出があったとき</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用継続が不可能であると豊島区が認めたとき</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
--	---

### (10) 緊急時における対応方法

<p>保育所の職員は、保育の提供を行っている時に、児童の健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに児童の保護者及び家族等に連絡するとともに、嘱託医又は自動の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとします。</p> <p>保育の提供により事故が発生した場合は、児童の保護者及び豊島区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。</p>
---

### (11) 嘱託医

医療機関の名称	いけべ子どもクリニック
医院長名	池邊 明子 医師
所在地	東京都豊島区巣鴨 4-1-15
電話番号	03-5907-5524

### (12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	渋谷歯科医院
医院長名	渋谷 知 医師
所在地	東京都豊島区北大塚 2-32-21 萬ビル 1F
電話番号	03-3918-4080

### (13) 非常災害対策

防火管理者	山口 範子
消防計画届出年月日	平成 26 年 4 月 1 日
避難訓練	避難及び消火訓練を月 1 回実施します。 年に 1 回保護者参加の引取訓練を実施します。
防災設備	火災報知器、非常ベル、煙感知器、スプリンクラー、消火器、誘導灯を備えています。
避難場所	豊島区立清和小学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メール災害用、伝言ダイヤル

### 【計画と訓練】

※消防計画及び防災計画・安全計画・事業継続計画（BCP）を作成し、必要な訓練を実施します。

### 【管轄する消防署】

消防署名	豊島消防署巣鴨出張所
所在地	東京都豊島区巣鴨 4-30-8
電話番号	03-3949-0119

### 【管轄する警察署】

警察署名	巣鴨警察署
所在地	東京都豊島区北大塚 1-15-15
電話番号	03-3910-0110

### （14）相談・要望・苦情窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者	平井 一民	主任
相談・苦情解決責任者	山口 範子	園長
第三者委員	堀口 つき子	03-5980-0294
		法人事務局へご連絡ください
	岡安 喜久夫	03-5980-0294
		法人事務局へご連絡ください

### （15）賠償責任保険の加入状況

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度
保険の内容	保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での通園中のケガなど事故が発生した場合に、独立行政法人日本スポーツ振興センター法で定められた給付金が支給されます。
保険金額	医療費の自己負担の総額（2割負担分）が1,000円以上の場合に適用されます。詳しい事は別紙「災害共済給付制度のお知らせ」をお読みください。

保険の種類	社会福祉施設総合損害賠償「保育所・認定こども園の損害賠償」社会福祉法人全国社会福祉協議会(取扱い 損害保険ジャパン株式会社)
保険の内容	保育所の施設管理又は職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物により、園児・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または、財物に損害を与えた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用
保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人賠償(1名・1事故)1億円・7億円</li> <li>・ 対物賠償(1事故) 1000万円</li> <li>・ 受託・管理財物賠償(期間中) 200万円</li> <li>・ うち現金支払い限度額(期間中) 20万円</li> <li>・ 人格権侵害(期間中) 1000万円</li> </ul>

## (16) 虐待防止等の措置

(体制整備等)

保育所は、児童の人権擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、そして当園の負う通告義務に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

- 豊島区児童相談所 03-6758-7910
- 児童相談所虐待相談ダイヤル 189 (いちはやく)
- 東部子ども家庭支援センター 03-5980-5275



## (17) 個人情報の取り扱い

### 個人情報保護方針

当保育園は、個人情報の重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の扱いにあたり、関係法令及び当法人の個人情報保護規程を遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くし、保護者のみならず地域から信頼される保育園を目指します。

#### 1. 個人情報の取得、利用について

当保育園は、個人情報を取得する際には、利用目的を公表または通知します（本方針による公表を含む。）。また、ご本人(保護者)の皆様から直接契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示し、適法かつ公正な手段によって取得いたします。

当保育園は、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に個人情報を利用いたします。

#### 2. 個人情報の利用目的

当保育園は、保護者の方の同意の元、下記の用途で個人情報を利用させていただきます。

- (1)入園に関する業務
- (2)保護者との連絡に関する業務
- (3)園児の保育に関する業務
- (4)園児の記録管理に関する業務
- (5)園児の健康状態把握に関する業務
- (6)卒園児の確認に関する業務
- (7)園ホームページ・職員採用に関する業務
- (8)行政等の関係機関に要請されるもの
- (9)インターネット写真販売

※上記以外の利用目的が生じた場合は、個別に同意を取らせていただきます。

#### 3. 個人情報の適切な管理について

- (1)個人情報は漏洩、滅失または毀損がないよう適切に管理します。
- (2)利用目的達成のため、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

#### 4. 個人情報の開示、修正および利用停止について

当保育園は、本人から個人情報について開示、修正および利用停止の請求があったときは、

内容を確認し、速やかに対応します。

個人情報についての相談窓口

当保育園の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、園長（個人情報管理者）または主任までお申し出ください。

◆電話：03-5907-5110      ◆受付時間：9:00～17:00

## （18）登園におけるその他の留意事項

- ・保育時間は守りましょう。
- ・行事以外での園内の写真・動画撮影は禁止です。展示物や作品等職員に声をかけて頂ければ撮影可能です。
- ・行事の際（夏祭り、運動会、発表会、卒園式）に撮影したものは、SNS等への掲載やインターネット上には載せないでください。
- ・ヘルメットを着用しましょう。  
子どもを補助椅子に乗せた自転車事故が増えています。幼児用自転車ヘルメットを使用し、事故から子どもを守りましょう。また、停車中に子どもを乗せたままその場を離れないようにしましょう。
- ・タッチパネルは子どもに触らせないでください。子どもの安全を守るため、必ず大人が開閉の操作をしてください。
- ・カバン・リュックにキーホルダーをつけないでください。紛失や破損、子どもの誤飲にもつながりかねません。
- ・園内で家庭から持参したお菓子等は禁止です。重篤なアレルギー症状を起こすお子さんもお預かりしていますので十分注意をして下さい。
- ・お迎えの際、お子さんを引き取られたら目を離さないようにしましょう。  
引き取り後は、園庭で遊ぶことは大変危険です。お子さんの側から離れず、速やかにお帰り下さい。
- ・お迎えの予定時間に変更のある場合、または送迎者が変更になる場合も園までご連絡ください。